



発行所 ☎730-0012
 広島市中区上八丁堀8番10号
 建設業労働災害防止協会広島県支部
 発行人 高見誠一
 TEL(082)228-8250
 印刷所 広島市西区東観音町3番8号
 中外印刷株式会社
 TEL(082)291-4646

定価 40円 送料 60円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「建設防広島」の購読料が含まれています。 5月号

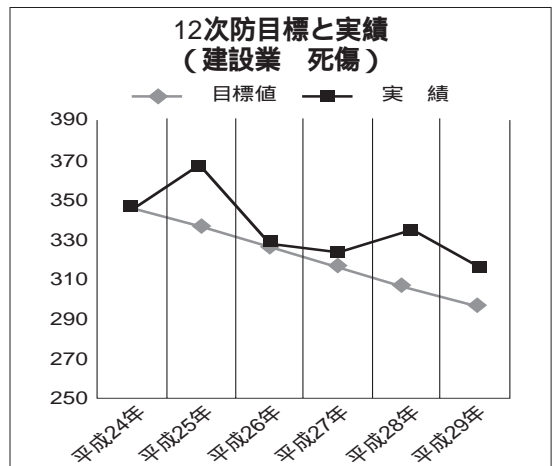
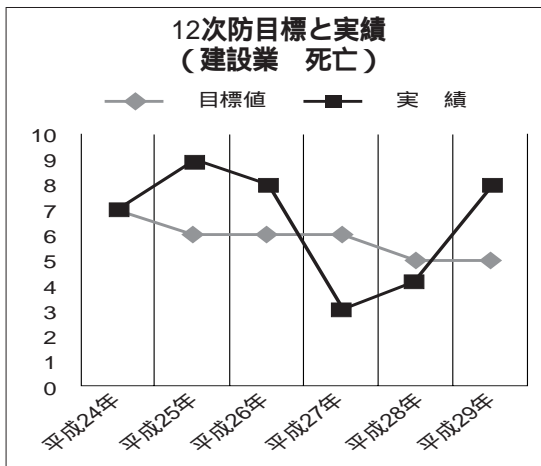
平成29年の建設業・全産業の労働災害発生状況が確定し、概要がまとまる

平成29年1月から12月における広島県内の労働災害発生状況（確定値）を広島労働局が取りまとめました。

これによりますと、全産業では死傷災害は108人（3.6%）増加し2,982人から3,090人となり4年ぶりに3,000人台に増加し、ここ9年間で最も災害が多い年になりました。また、死亡災害は過去最少を記録した前年の18人から31人（72.2%）と大きく増加しております。死傷災害のうち転倒災害が22%を占めて最も多くなっています。

建設業では、死傷災害は314人で前年の337人に比べ23人（6.8%）減少しましたが、これは平成27年の324人をさらに10人下回る最少記録となりました。しかし、死亡災害が4人から8人に大幅に増加し、墜落・転落災害3人、車両系建設機械の激突災害1件、熱中症2件、交通事故2件となり、重大災害を引き起こす労働災害防止対策の課題が残りました。墜落・転落災害は死傷災害の37%と圧倒的多数を占めています。

平成29年は、国の第12次労働災害防止5か年計画、建災防の第7次同5か年計画の最終年にあたり、平成24年の労働災害発生状況を基に平成25年から5年間に、死傷災害を15%減少し294人以下に、死亡災害を20%減少させ5人以下とする目標を基に、労働災害防止対策を推進してきました。残念ながら死傷災害は過去最少となったもののあと20件届きませんでした。死亡災害は期間中の平成27年には年間3人の過去最少になりましたが、最終年で目標の5人以下を大きく上回りました。5年間の労働災害発生状況を分析・検証し、課題を明らかにして新しく策定される5か年計画の期間中の目標を達成するため、重点事項を中心に労働災害防止活動を進める必要があります。

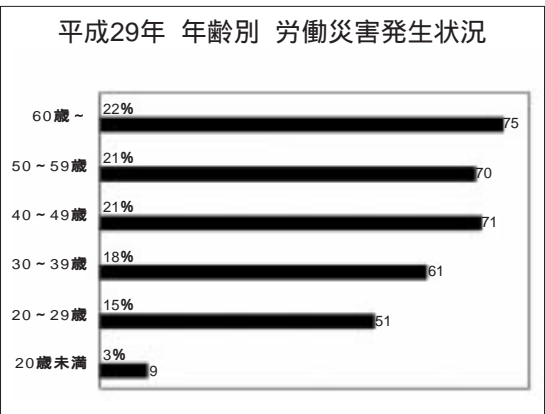
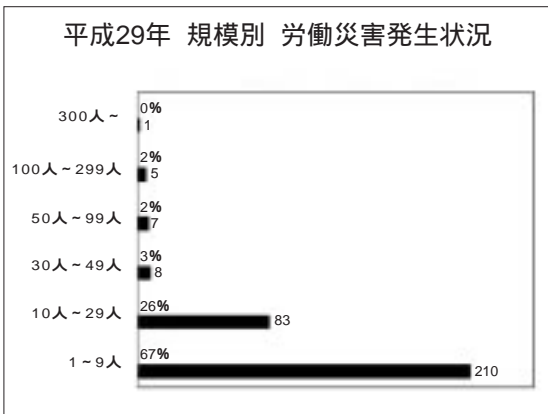
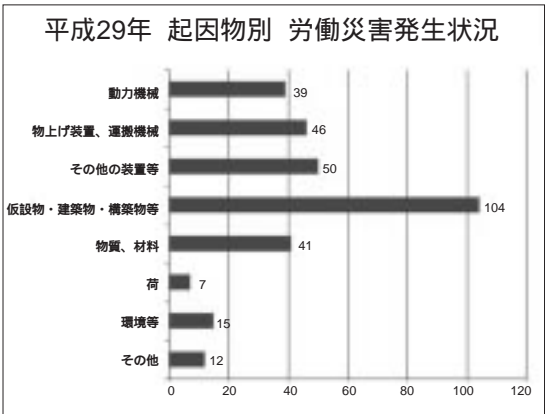
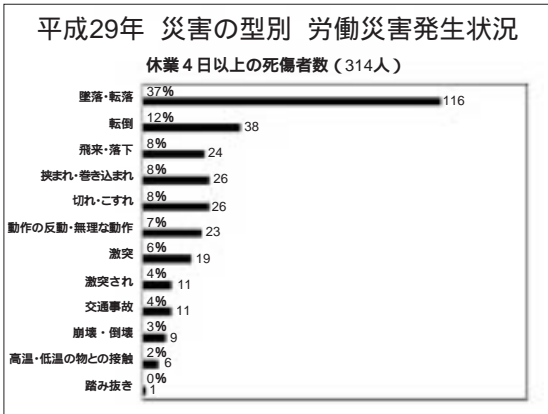
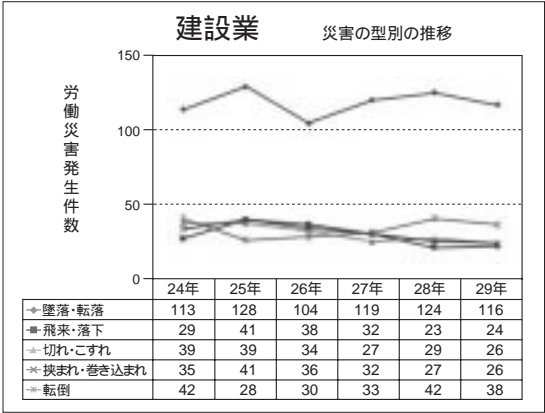
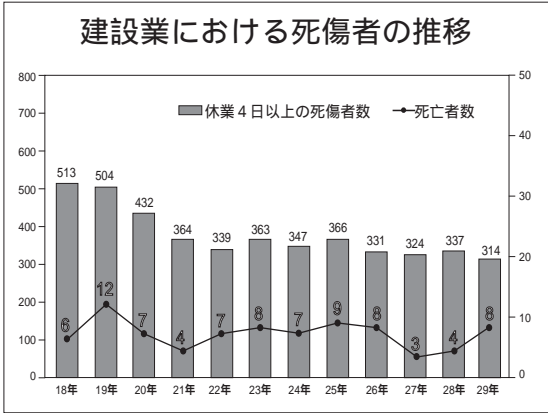


目次	次
平成29年の建設業・全産業の労働災害発生状況が確定し、概要がまとまる	1
広島県における労働災害発生状況の推移	
建設業	2
全産業	3
建設業における平成29年度（10月～3月）	
司法事件一覧	4
平成30年度労働保険年度更新手続き	5
平成30年度の「建設労働者確保育成助成金」について	6
労働災害発生状況	7
講習・行事コーナー（平成30年5月～平成30年7月）	8

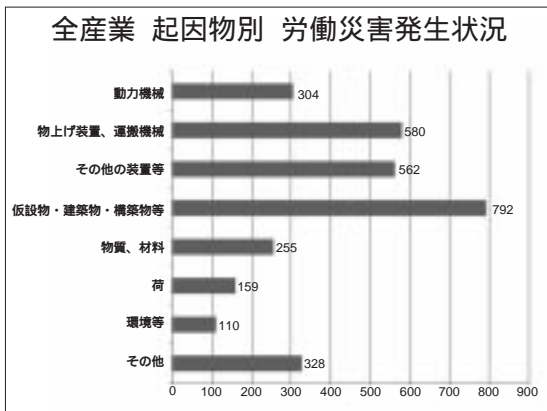
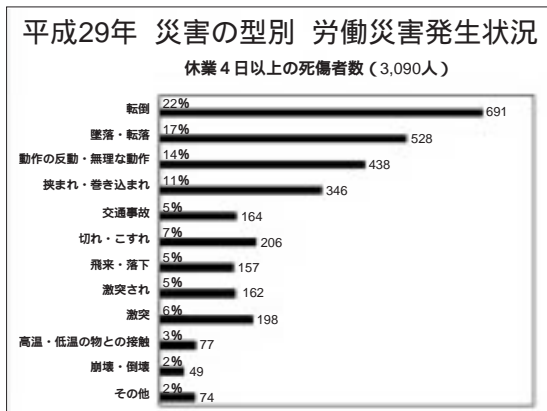
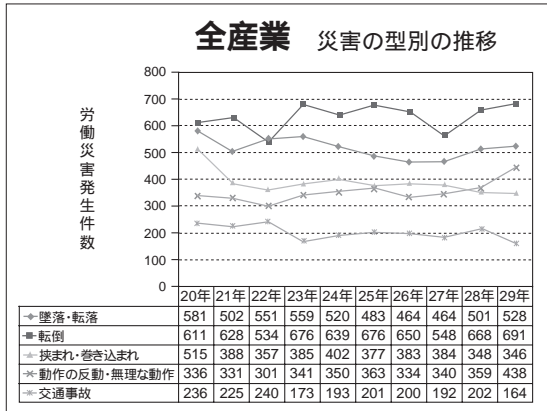
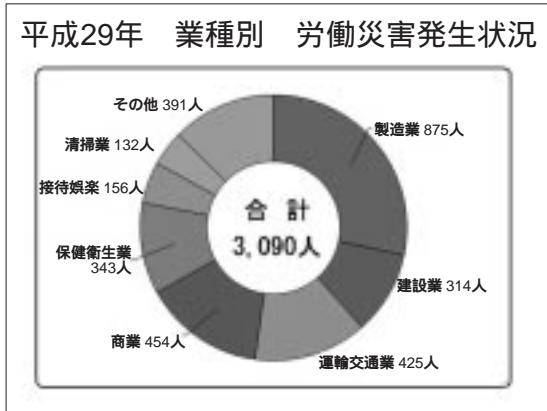
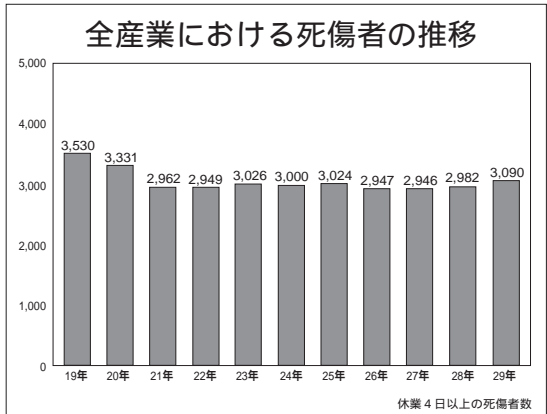
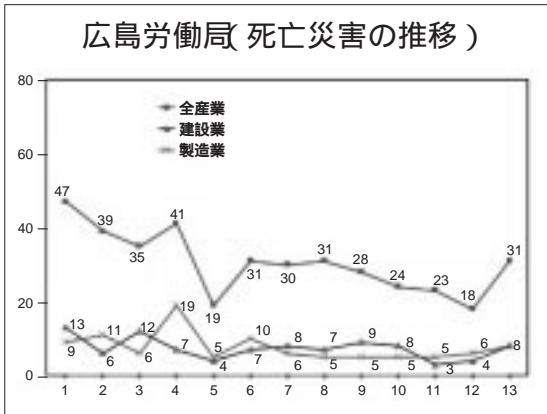
広島県における労働災害発生状況の推移

広島労働局 健康安全課 (平成29年 確定分)

建設業 (死亡災害及び休業4日以上の死傷災害)



全 産 業 (死亡災害及び休業4日以上之死傷災害)



建設業における平成29年度(10月～3月) 司法事件一覧

広島労働局監督課

番号	業種	送致時期	被疑法令	条項	あ ら す じ
1	建築工事業	平成29年10月	労働安全衛生法違反	労働安全衛生法第20条第1号・労働安全衛生規則第157条第2項(転落等の防止)	太陽光発電所建設工事現場で、ドラグ・ショベルが調整池の路肩から池の中に転落し、運転していた下請会社の労働者が窒息死する災害が発生した。下請会社の現場代理人は、ドラグ・ショベルが調整池の路肩から転落することを防止する措置を講じなければならなかったのに、これを怠ったとして、下請会社及び現場代理人が送検されたもの。
2	土木工事業	平成29年11月	労働安全衛生法違反	労働安全衛生法第100条第1項・労働安全衛生規則第97条第1項(労働者死傷病報告)	下請の労働者が工事現場で余った資材をトラックで資材倉庫に運搬する途中、車両単独事故で休業9日間を要する災害が発生した。下請は、遅滞なく、上記災害に係る労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなければならなかったのに、これを怠ったとして、土木工事業を営む個人事業主が送検されたもの。
3	土木工事業	平成29年12月	労働安全衛生法違反	労働安全衛生法第61条第1項・労働安全衛生法施行令第20条12号・労働安全衛生規則第41条(就業制限)	建設工事現場で、下請会社の現場代理人がドラグ・ショベル(機体重量3トン以上)を運転し、側溝をつり上げる作業を行っていたところ、ドラグ・ショベルのバケットと側溝の間に同社の労働者が頭部を挟まれ死亡する災害が発生した。下請会社の現場代理人は、ドラグ・ショベルの運転に必要な資格を有していないにもかかわらず、自ら運転したとして、下請会社及び現場代理人が送検されたもの。
4	土木工事業	平成30年2月	労働安全衛生法違反	労働安全衛生法第20条第1号・労働安全衛生規則第155条第1項(作業計画)	建設工事現場で、ドラグ・ショベルを用いて整地作業中、コンクリートブロック擁壁が崩壊し、同社の労働者が崩壊に巻き込まれ死亡する災害が発生した。同社は、ドラグ・ショベルを用いて整地作業を行うに当たり、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形、地質等の状態等の調査により知り得たところに適応する作業計画を定めなければならなかったのに、これを怠ったとして、同社及び現場代理人が送検されたもの。
5	土木工事業	平成30年3月	労働安全衛生法違反	労働安全衛生法第100条第1項・労働安全衛生規則第97条第1項(労働者死傷病報告)	工事現場で、労働者が型枠組立作業中に型枠から墜落し、休業1か月を要する災害が発生した。同社は、上記災害に係る労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなければならなかったのに、発生状況及び発生場所を偽った虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出したため、同社並びに同社の代表取締役が送検されたもの。
6	建築工事業	平成30年3月	労働安全衛生法違反	労働安全衛生法第21条第1項・労働安全衛生規則第519条第1項・労働者派遣法第45条(墜落の防止)	鉄塔解体工事現場で、高さ8.5mの作業床の端から下請労働者が墜落死する災害が発生した。下請会社の現場代理人は、作業床の端に墜落を防止するための手すりの設置等の墜落を防止する措置を講じなければならなかったのに、これを怠ったとして、下請会社及び現場代理人が送検されたもの。
7	建築工事業	平成30年3月	労働安全衛生法違反	労働安全衛生法第31条第1項・労働安全衛生規則第653条第1項・労働者派遣法第45条(墜落の防止)	鉄塔解体工事現場で、高さ8.5m作業床の端から下請労働者が墜落死する災害が発生した。元請の現場代理人は、作業床の端に墜落を防止するための手すりの設置等の墜落を防止する措置を講じなければならなかったのに、これを怠ったとして、元請会社及び元請現場代理人が送検されたもの。

平成30年度労働保険年度更新の手続きは、

6 / 1 ~ 7 / 10

までにお願ひします。

労働保険料の延納（分割納付）の納付期限は次のとおりです。

		3回分割		
		第1期 (初期)	第2期	第3期
納付期限	個別事業	7月10日	10月31日	翌年1月31日
	労働保険 事務組合		11月14日	翌年2月14日

個別事業の3回分割については、要件があります。
納付期限が土曜日に当たるときはその翌々日、日曜日に当たるときはその翌日が期限日です。

年度更新申告書は5月31日までに送付する予定です。

年度更新申告書の記入方法等はコールセンター【フリーダイヤル：0120 - 700 - 244】のお問い合わせが便利です。

電子申請による年度更新手続きもご利用下さい。（手続きにはあらかじめ電子証明書の取得が必要です。）

平成30年4月1日労災保険率、第一種・第二種特別加入保険料率及び労務費率が改正になりました。

率の改正については、広島労働局のホームページ（<http://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/>）でご確認ください。

平成30年度は雇用保険料率の改正はありません。

雇用保険料率	平成30年度			平成29年度		
	保険率	内 訳		保険率	内 訳	
		事業主 負担分	被保険者 負担分		事業主 負担分	被保険者 負担分
一般の事業	9 / 1000	6 / 1000	3 / 1000	9 / 1000	6 / 1000	3 / 1000
農林水産・ 清酒製造業	11 / 1000	7 / 1000	4 / 1000	11 / 1000	7 / 1000	4 / 1000
建設業	12 / 1000	8 / 1000	4 / 1000	12 / 1000	8 / 1000	4 / 1000

お問い合わせ先：広島労働局総務部労働保険徴収課（TEL082 - 221 - 9246）又は、
最寄りの労働基準監督署へ

建設関係の事業主、事業主団体の皆さまへ

平成30年度の「建設労働者確保育成助成金」について ～主な見直し内容のご案内～

「建設労働者確保育成助成金」は、建設労働者の雇用の改善や職業訓練などを実施する建設事業主や建設事業主団体に対して、経費や賃金の一部を助成する制度です。

平成30年度においては、若年者及び女性労働者の入職・定着の促進を図るため、主に以下の見直しを実施します。詳しくは、当支部ホームページ「人材開発支援助成金」をご覧ください。

平成29年度

建設労働者確保育成助成金(技能実習コース)

1 中小建設事業主

※支給対象：男性・女性建設労働者

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 20人以下の中小建設事業主 | |
| 生産性要件を満たした場合 | 90% |
| 生産性要件を満たさない場合 | 75% |
| (2) 21人以上の中小建設事業主 | |
| 生産性要件を満たした場合 | 75% |
| 生産性要件を満たさない場合 | 60% |

2 中小以外の建設事業主

※支給対象：女性建設労働者

- | | |
|---------------|-----|
| 生産性要件を満たした場合 | 60% |
| 生産性要件を満たさない場合 | 45% |

助成率の見直し

平成30年度

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)

1 中小建設事業主

※支給対象：男性・女性建設労働者

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 20人以下の中小建設事業主 | |
| 生産性要件を満たした場合 | 90% |
| 生産性要件を満たさない場合 | 75% |
| (2) 21人以上の中小建設事業主 | |
| ○35歳未満 | |
| 生産性要件を満たした場合 | 85% |
| 生産性要件を満たさない場合 | 70% |
| ○35歳以上 | |
| 生産性要件を満たした場合 | 60% |
| 生産性要件を満たさない場合 | 45% |

2 中小以外の建設事業主

※支給対象：女性建設労働者

- | | |
|---------------|-----|
| 生産性要件を満たした場合 | 75% |
| 生産性要件を満たさない場合 | 60% |

平成28年・29年 建設業における事故の型別労働災害発生状況（労働者死傷病報告による）

広島労働局（確定値）

事故の型別	墜落	転倒	激突	飛来落下	崩壊	激突	はきまき	切れ	踏み	高温・低温	有害物質	感電	火災	交通事故	動作の反動	その他	合計
平成28年	(2) 124	42	17	23	(1) 10	15	27	29	2	2	2	2	0	(1) 14	25	3	(4) 337
平成29年	(3) 116	38	19	24	(1) 9	10	26	26	1	(2) 6	0	0	2	(2) 11	23	2	(8) 314

()内は、死亡の内数

平成28年・29年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況（労働者死傷病報告による）

広島労働局（確定値）

監督署別	全 産 業							建 設 業								
	平成28年			平成29年			増減数	平成28年			平成29年			対前年増減数 (%)	建設業 / 全産業 (%)	
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央	2	920	922	7	971	978	56	2	99	101	2	95	97	-4	-4.0	9.9
呉	3	303	306	4	291	295	-11	0	30	30	0	30	30	0	0.0	10.2
福山	5	586	591	9	639	648	57	1	73	74	4	62	66	-8	-10.8	10.2
三原	2	159	161	4	185	189	28	0	18	18	1	32	33	15	83.3	17.5
尾道	1	175	176	2	195	197	21	0	24	24	0	16	16	-8	-33.3	8.1
三次	2	167	169	2	181	183	14	0	23	23	1	18	19	-4	-17.4	10.4
広島北	2	363	365	2	338	340	-25	0	43	43	0	41	41	-2	-4.7	12.1
廿日市	1	291	292	1	259	260	-32	1	23	24	0	12	12	-12	-50.0	4.6
合計	18	2,964	2,982	31	3,059	3,090	108	4	333	337	8	306	314	-23	-6.8	10.2

平成29年・30年 建設業における事故の型別労働災害発生状況（労働者死傷病報告による）

広島労働局（平成30年3月末）

事故の型別	墜落	転倒	激突	飛来落下	崩壊	激突	はきまき	切れ	踏み	濡れ	高温・低温	感電	火災	交通事故	動作の反動	その他	合計
平成29年	27	11	1	0	0	3	5	2	0	0	0	0	1	(2) 3	3	2	(2) 58
平成30年	25	10	2	1	1	2	6	2	1	(1) 1	0	0	0	3	4	0	(1) 58

()内は、死亡の内数

平成28年・29年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況（労働者死傷病報告による）

広島労働局（平成30年3月末）

監督署別	全 産 業							建 設 業								
	平成29年			平成30年			増減数	平成29年			平成30年			対前年増減数 (%)	対前年増減数 (%)	建設業 / 全産業 (%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央	0	156	156	0	117	117	-39	0	17	17	0	13	13	-4	-23.5	11.1
呉	1	37	38	0	43	43	5	0	4	4	0	2	2	-2	-50.0	4.7
福山	4	116	120	1	114	115	-5	2	14	16	0	13	13	-3	-18.8	11.3
三原	1	31	32	0	22	22	-10	0	6	6	0	2	2	-4	-66.7	9.1
尾道	0	42	42	0	39	39	-3	0	7	7	0	4	4	-3	-42.9	10.3
三次	0	35	35	1	43	44	9	0	3	3	1	9	10	7	233.3	22.7
広島北	1	50	51	0	61	61	10	0	3	3	0	9	9	6	200.0	14.8
廿日市	1	37	38	0	39	39	1	0	2	2	0	5	5	3	150.0	12.8
合計	8	504	512	2	478	480	-32	2	56	58	1	57	58	0	0	12.1

平成30年建設業死亡災害発生状況

(平成30年3月末現在)

No.	発生日	職 種	職 種	性別	年齢	経験	事故の型	起因物	災 害 発 生 状 況
1	2月	水力発電所等建設工事	潜水土	男	30代	9年	おぼれ	建築物・構築物	ダム水利放水設備点検用ゲート設置工事のため、潜水したところ放流管に流れ込む水に流され、放流管に吸い込まれて、溺死した。

建設業労働災害防止協会広島県支部

平成30年度講習計画

(平成30年5月～平成30年7月末までの計画)

建設工事に従事する労働者の
ための安全衛生教育
「建設従事者教育」(6時間)
*要請により、随時実施(支部)

作業主任者技能講習日程

足場の組立て等	実施場所	受付分会	地山の掘削及び土止め支保工	実施場所	受付分会	酸欠・硫化水素危険	実施場所	受付分会
5月14～15日	福山市	福山	5月15～17日	三次市	三次	6月15・16・18日	広島市	支部
6月21～22日	三原市	三原	22～24日	呉市	呉			
7月19～20日	福山市	福山	6月19～21日	広島市	支部	型枠支保工の組立て等	実施場所	受付分会
25～26日	広島市	支部	7月3～5日	福山市	福山			
			建築物等の鉄骨の組立て等	実施場所	受付分会	6月27～28日	福山市	福山
						7月11～12日	広島市	支部
			6月6～7日	広島市	支部			

特別教育日程

足場の組立て等	実施場所	受付分会	巻上げ機(ウインチ)運転	実施場所	受付分会	自由研削砥石取替え等業務	実施場所	受付分会
5月18日	福山市	福山	6月7日	福山市	福山	5月22日	福山市	福山
30日	呉市	呉	28日	呉市	呉	6月28日	広島市	広島
6月4日	広島市	支部	ロープ高所作業(学科のみ)	実施場所	受付分会	高所作業車運転業務	実施場所	受付分会
13日	尾道市	尾道						

特別教育に準じた教育日程

振動工具取扱作業従事者	実施場所	受付分会
6月20日	福山市	福山

統括・職長等各種教育日程

現場管理者統括管理	実施場所	受付分会	職長・安全衛生責任者教育	実施場所	受付分会	職長・安全衛生責任者教育 能力向上教育	実施場所	受付分会			
6月5日	呉市	呉	5月24～25日	広島市	広島	7月11日	福山市	福山			
7月6日	尾道市	尾道	6月14～15日	呉市	呉				12日	呉市	呉
			7月17～18日	三次市	三次	24日	広島市	支部			
			19～20日	広島市	広島						
			26～27日	三原市	三原	足場能力向上教育 足場点検実務者研修	実施場所	受付分会			
熱中症予防指導員・管理者	実施場所	受付分会							6月14日	広島市	支部
5月17日	広島市	支部									
6月6日	福山市	福山									
13日	広島市	支部									
7月27日	福山市	福山									

*詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。

なお、定数に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。

建災防広島県支部(082)228-8250

広島県支部各分会

広島分会(082)228-8252

三原分会(0848)63-9920

三次分会(0824)62-4391

呉分会(0823)22-6886

尾道分会(0848)22-8918

廿日市分会(0829)31-0196

福山分会(084)924-4320

ホームページアドレス

建災防広島県支部
建災防広島県支部広島分会
建災防広島県支部福山分会
建災防広島県支部三次分会

<http://www.jcosha-hiroshima.jp/>
<http://www.jcosha-hiroshima.jp/hiroshimabunkai/>
<http://fukubun.sakura.ne.jp/>
<http://ww7.enjoy.ne.jp/~khm62/>